

# 令和6年度 第1回 富士見市入札監視委員会 議事概要

開催日時及び場所	令和6年8月5日（月）14時00分 市長公室								
出席委員の氏名及び職業	<p>委員長 吉田 智也（中央大学 商学部 教授）          委員 加藤 順一（尚美学園大学 総合政策学部 教授）          委員 栗山 美香（あおい総合法律事務所 弁護士）</p>								
事務局等職員の氏名及び職名	<p><b>事務局</b>          総務部長：古屋 勝敏          総務課長：加治 幸憲／副課長：土屋 邦和／主査：新井 達也、高城 満、三浦 大介／主任：下山 寛之</p> <p><b>担当課</b>          水道課副課長：大塚 貴弘          営繕課副課長：大船 晃朋／技師：川原井 雄太          教育政策課副課長：佐々木 和久          都市計画課主任技師：内室 伸之          鶴瀬駅周辺地区整備事務所副所長：池上 和也          危機管理課副課長：會田 浩司</p>								
会議次第	<p>第1回 富士見市入札監視委員会</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 議事             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 報告事項                 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 令和5年度入札制度改正について</li> <li>② 建設工事等に関する入札及び契約状況について</li> <li>③ 入札参加停止情報について</li> </ol> </li> <li>(2) 審議案件                 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>① 建設工事案件に係る審議（一般競争入札）</td> <td style="text-align: right;">3件</td> </tr> <tr> <td>② 土木維持管理業務案件に係る審議（指名競争入札）</td> <td style="text-align: right;">1件</td> </tr> <tr> <td>③ 建設関連業務案件に係る審議（指名競争入札）</td> <td style="text-align: right;">1件</td> </tr> <tr> <td>④ 建設工事案件に係る審議（随意契約）</td> <td style="text-align: right;">1件</td> </tr> </table> </li> <li>(3) 委員による協議</li> <li>(4) 審議結果講評</li> <li>(5) その他</li> </ol> </li> <li>3 閉会</li> </ol>	① 建設工事案件に係る審議（一般競争入札）	3件	② 土木維持管理業務案件に係る審議（指名競争入札）	1件	③ 建設関連業務案件に係る審議（指名競争入札）	1件	④ 建設工事案件に係る審議（随意契約）	1件
① 建設工事案件に係る審議（一般競争入札）	3件								
② 土木維持管理業務案件に係る審議（指名競争入札）	1件								
③ 建設関連業務案件に係る審議（指名競争入札）	1件								
④ 建設工事案件に係る審議（随意契約）	1件								

議事の経過

主な意見・質問等	内容・説明等
<p>(1) 報告事項（事務局から説明）</p> <p>①令和5年度入札制度改正について</p> <p>②建設工事等に関する入札及び契約状況について</p> <p>③入札参加停止情報について</p> <p>(2) 審議案件（事務局・担当課から説明）</p> <p>令和5年度下期執行入札及び随意契約より6件抽出。  <b>案件抽出委員</b>：案件抽出は、規模の大きな案件、注目した情報のある案件、落札率等を勘案して抽出をしている。また業種、担当課ともに、なるべく重複がないようにした。</p> <p>①建設工事案件に係る審議（一般競争入札）3件  01_東大久保浄水場県水直送管整備工事</p> <p><b>委員</b>：入札参加業者が4者のうち2者が失格となっているが、入札額が最低制限価格を下回ってしまったためか。</p> <p><b>委員</b>：予定価格と同額の入札が1者あるが、予定価格とはどのようなものか。</p> <p><b>委員</b>：予定価格と同額の入札は、競争する意思がなく入札しているのか。</p> <p><b>委員</b>：説明書に記載のある薬液注入工とはどのようなものか。</p> <p><b>委員</b>：説明書の工事概要欄記載の不断水T字管設置工等を行う前段階で地盤を固めるということか。</p> <p><b>委員</b>：薬液注入工を行わないとこの工事はできないということか。</p>	<p><b>事務局</b>：事務局による説明</p> <p><b>事務局</b>：事務局による説明</p> <p><b>事務局</b>：事務局による説明</p> <p><b>事務局</b>：事務局による説明</p> <p><b>事務局</b>：事務局による説明</p> <p><b>事務局</b>：そのとおりである。</p> <p><b>事務局</b>：予定価格は、落札金額の上限金額となる金額。予定価格を超える金額での入札については、予定価格超過となり、落札にはならない。</p> <p><b>事務局</b>：予定価格と同額の入札がどのような意図はわからないが、この入札額であれば、履行はできるということだと思われる。</p> <p><b>担当課</b>：路盤が弱い地面に薬剤を注入して、地面を固めて、掘りやすくする工法である。</p> <p><b>担当課</b>：そのとおりである。</p> <p><b>担当課</b>：薬液注入工を行わないで工事はできる。しかし、掘削をした際に地盤が弱いと崩れることがあり、危険性も高まる。崩落等が起こらないようにするため、土台を固めてから掘削を行う工程となる。</p>

<p><b>委員</b>：薬液注入工に要する経費は結構かかるのか。</p> <p><b>委員</b>：このような工事の場合にはただ直送管を設置するというのではなく、設置する前段階の地盤を固める等の工事を含めて、工程や経費をトータルに考えていく必要があるのか。</p> <p><b>委員</b>：2億円を超える工事であるが、薬液注入工を要さない地盤であれば、金額は抑えられるのか。</p> <p><b>委員</b>：このような県水直送管整備工事は何年に一度に行う工事になるのか。</p> <p><b>委員</b>：東大久保浄水場以外でも県水直送管整備事業が進むのか。</p>	<p><b>担当課</b>：1ヶ所ずつ実施するわけではなく、何ヶ所かを単発で掘削する場所に注入していく。注入箇所も増えるので、金額はかかる。</p> <p><b>担当課</b>：そのとおりである。薬液注入工は場所にもよる。本工事の東大久保浄水場については、周囲が水田であることもあり、地盤が弱い可能性がある。そのため、薬液注入工を実施している。</p> <p><b>担当課</b>：全体に占める薬液注入工の割合は少ない。費用の多くは部材費である。直送管の口径も大きいことや、物価高騰で他の部材の費用も高くなっている。</p> <p><b>担当課</b>：今回は新設工事であり、何年に一度に行う工事ではない。水道は給水タンクに水を入れてから、各家庭にポンプで圧送するものがあるが、本工事の県水直送管はポンプで圧送することなく、浄水場に県水が入ってくる圧力で各家庭に配水できるという装置となる。</p> <p><b>担当課</b>：計画上では策定しているが、実施時期は未定である。</p>
<p>02_市立水谷中学校長寿命化建築工事（第1期工事） （ゼロ債務）【一抜け方式】</p> <p><b>委員</b>：建築工事の寿命化というときには、年数にすると大体どれぐらいを想定されているのか。</p> <p><b>委員</b>：案件名のゼロ債務とはどのようなものか。</p> <p><b>委員</b>：本案件が契約までに時間が空いているのは、ゼロ債務での工事であるからか。</p>	<p><b>事務局</b>：事務局による説明</p> <p><b>担当課</b>：80年を想定している。</p> <p><b>事務局</b>：新年度に行う建設工事等に債務負担行為を設定し、現年度中に入札、契約を締結することにより、新年度に工事への着手を可能とするものである。現年度は、事務手続きのみで、支出は発生しないためゼロ債務負担行為といわれる。本案件では、12月議会でまず債務負担行為を設定。その後、入札に手続きが進め、1月の段階で入札実施し、仮契約という状態を進める。3月議会において、案件についての契約の議決を得て、本契約となる。</p> <p><b>担当課</b>：そのとおりである。</p>

<p><b>委員</b>：入札額が全者同額でくじが実施されている。どの事業所も価格の算定ができたということか。</p>	<p><b>事務局</b>：入札のあった3者が全て同額で、最低制限価格となっている。建築工事の場合、工事費積算の内訳にもよるが、高額になると最低制限価格は92%という最低制限価格の上限額になることが過去の事例からも多くみられる。そのため、入札者は過去の入札事例を研究しており、本案件設計額の建築工事については、おそらく最低制限価格が92%になると予想し、各者がこの入札額に応じたと思われる。</p>
<p><b>委員</b>：本案件は一抜け方式であるが、対象工事は何か。</p>	<p><b>事務局</b>：市立勝瀬中学校長寿命化建築工事（第1期工事）（ゼロ債務）である。</p>
<p><b>委員</b>：本案件の落札候補者は、この一抜け方式対象工事に応札していても、落札候補者とならないということか。</p>	<p><b>事務局</b>：そのとおりである。</p>
<p><b>委員</b>：本案件と一抜け方式対象工事は、入札期間、契約期間は同じなのか。</p>	<p><b>事務局</b>：そのとおりである。 一般競争入札の公告を同時に行い、入札期間は全て同じとなる。開札日時は本案件開札時刻の10分後に一抜け方式対象工事の開札を行う流れとなる。</p>
<p><b>委員</b>：長寿命化建築工事は、今期は水谷中学校と勝瀬中学校で行われているが、想定する80年の長寿命化をするということで、中学校や小学校のいくつかを対象として、計画的に進めているということか。</p>	<p><b>担当課</b>：公共施設マネジメント課にて、施設保全計画を策定している。同課と協議し、順番を決めて実施していくこととなっている。 今期の2校については、現在まで大きな改修等を実施していなかったため、本工事を行うこととなった。今後についても、同様の流れを踏んで、予定は組む見込みである。</p>
<p><b>委員</b>：工事名に第1期工事とあるので、今後、第2期工事等を見込むのか。</p>	<p><b>担当課</b>：そのとおりである。第3期工事まで予定している。</p>
<p><b>委員</b>：第1期工事契約期間が、令和7年1月末までとなっている。契約期間終了後、2期工事を行うということか。</p>	<p><b>担当課</b>：そのとおりである。</p>
<p><b>委員</b>：第2期工事以降は別の業者になる可能性もあるのか。</p>	<p><b>担当課</b>：第2期工事以降も同様に一般競争入札にて、業者を決めていく予定であり、別の業者になる可能性はある。</p>
<p><b>委員</b>：一つの業者が継続して工事を行った方が、効率的とも考えられるが、本工事を3期に分けて実施する理由はなにか。</p>	<p><b>担当課</b>：第1期工事の設計後、実際に工事を行っていく中で、第2期以降に行うと見込んでいた工事内容の追加や修正を要することがあるため、工期を分けて実施している。</p>

<p><b>委員</b>：本案件のような複数期間に分けて実施工事では、前期間と別の業者になってしまっても、継続性等の問題はない、経済性を損なうことはないということか。</p> <p><b>委員</b>：本案件は同額入札でくじが実施されている。くじはどのくらいの確率で実施されているのか。</p> <p><b>委員</b>：くじになっているということは、応札している業者が同額で入札しているということであり、くじが発生するという事は、競争がなされているという理解でよいか。</p> <p>03_市立小学校屋内運動場空調設備設置工事 その1 (ゼロ債務) 【一抜け方式】</p> <p><b>委員</b>：体育館と屋内運動場の違いは何か。</p> <p><b>委員</b>：本案件もゼロ債務である。年度末3月中の入札案件であるが、ゼロ債務案件として翌年度を待たずに入札を実施したのは、少しでも早く実施する必要があったということか。</p> <p><b>委員</b>：本案件の空調設備は、急な故障等で急遽決まった工事ということか。</p> <p><b>委員</b>：本案件は2つの小学校体育館に空調設備を設置する工事であるが、他の学校体育館の空調設備状況はどうか。</p>	<p><b>事務局</b>：授業を行っている状況があり、一遍に工事に入ることができない。学校等の大きな工事については、体育館を実施する期間、校舎を実施する期間等の複数期間に分けて実施することが多い。</p> <p><b>事務局</b>：継続性等の問題はないように工事を実施するとともに、一般競争入札にて競争性をもたせており、経済性を損なうこともない。</p> <p><b>事務局</b>：くじの発生率については、途中経過であるが、およそ1割強となっている。</p> <p><b>事務局</b>：概ね、そのような形になっている。くじを実施する案件の多くは、最低制限価格もしくは最低制限価格付近の金額での同額入札というのがほとんどのケースとなる。一部、設計額同額で入札した業者が2者等でくじを実施することもごく稀にある。</p> <p><b>事務局</b>：事務局による説明</p> <p><b>担当課</b>：違いはない。 学校関連法令にて、学校の体育館及びこれに付属する控室、器具室、トイレ等について、屋内で運動を行うための施設として、屋内運動場としている。</p> <p><b>担当課</b>：体育館は授業や学校での活動等で使用するとともに、避難所としても使用する場合がある。そのため、体育館に空調設備を3ヶ年で整備する計画を立てており、令和6年度が計画の最終年度となっている。教育環境整備としても避難所として使用する際にも必要な設備であるため、一刻も早く工事を進めたい意向である。</p> <p><b>担当課</b>：故障等ではなく、空調設備のない体育館の新設工事である。</p> <p><b>担当課</b>：前述のとおり、学校体育館に空調設備を3ヶ年で整備する計画を立てており、最終年度の令和6年度中に市立小・中・特別支援学校のすべて体育館空調設置が完了する見込みである。</p>
---	---

**委員**：本案件は2者が応札していて、1者は最低制限価格でもう1者は予定価格になっている。一抜け方式の案件で本案件にはもう1件の一抜け方式対象工事があるが、2者しか応札のない場合、1件目の落札業者が2件目の一抜け方式対象工事の入札が無効となるため、自ずと1件目の落札業者でないもう1者が落札することとなる。入札業者間で打ち合わせをしてしまうことなどはないか。

**委員**：地域要件の資格を満たす業者は何者あるのか。

**委員**：本案件以外も含めて、資料の落札業者を見ると、同一業者にならず、業者が分散している。特定の業者が抱え込むのではなく、このように落札者が分散しているのは望ましいということか。

**委員**：特定の業者が多くの案件を落札する状況は、以前見られたのか。

**事務局**：おそらく打ち合わせるようなことはないかとは思われる。前述のとおり、入札業者は当市発注案件の入札実績や過去の応札結果等について、情報収集をされており、どのような形での入札になるかを想定しての入札となっている。本案件は最低制限価格と設計額での両極端な入札という形になっている。入札執行する担当する事務局としても、どれだけの業者が入札参加をするか等をよく検討していきたい。

発注する側としては、できるだけ多くの業者さんに集まってもらって競争性の高い入札になってほしいというのが一点。もう一点が市内事業者にできるだけ当市発注工事を受注していただき、企業として成長してほしいというその2点を望む。

バランスを考えて、地域要件等を設定しているが、例えば地域要件を緩和して、埼玉県内にある事業者、埼玉県内に事業所を有する業者は入札に参加できるという形にして、競争性を活発化させることも一つの案としてはあったが、市内業者の育成という観点も重視している。今回は地域要件を市内に本支店を有する事業者と設定した。事務局としては、もう数事業者が応札すると踏んでの地域要件設定だったが、結果としてこの2者となった。このようなところは、今後、地域要件設定等の一つの検討材料として加えていきたいと考える。

**事務局**：本案件の場合、10者となる。

**事務局**：そのとおりである。

発注者側の意図としては、多くの事業者に分散して落札してほしいということがある。理由の1点目は、一つの業者に集中してその業者だけが成長するというのではなく、市内の複数事業者に成長していただいて、市内での競争力というところを活発化してほしいということ。もう一点は、一つの業者が大きな工事を多く落札すると、施工していく中で、工事の質が低下してしまう恐れがあるということである。一つ一つの工事に集中して施工してもらおうところを考え、受注業者が分散して落札する一抜け方式を採用している。

**事務局**：例えば一般競争入札で、一抜け方式を採用しない場合は、競争力の高い業者が多く受注することは見られる。近年でも、市内業者で受注実績等

**委員**：学校関係案件では落札業者が同一業者にならず、分散している。

**委員**：本案件の一抜け方式で実施されたもう一方の市立小学校屋内運動場空調設備設置工事 その 2 (ゼロ債務) について、開札結果を確認したい。

**委員**：一抜け方式は対象工事、開札順も公表されているということか。

**委員**：無効となった入札の入札額は、発注者側はわからないのか。

**委員**：対象工事が 2 件となる一抜け案件で、応札者が同じ 2 者となる場合、先に開札する案件の落札者が応札したもう一方の案件での入札が無効となる。残るもう 1 者の入札額が予定価格と最低制限価格の範囲内の条件等にかなっていれば、そのまま落札者となる点についてはどう考えるか。

**委員**：各案件の工事業種、内容や規模によって、対応可能な業者が限られてくるのか。

**委員**：過去の管工事では別の業者が応札しているケースはあるということか。

を計数するとやはり大きな事業所、競争力の高い事業所が多く、案件を落札しており、落札業者の偏りは、多少ある。

**事務局**：そのとおりである。

学校の工事に関しては、施行時期が児童生徒不在の夏休み期間等に集中することもあり、その期間に工事履行をしてもらうため、受注業者を分けるという意図が発注者側にもある。その結果、一つの業者に集中するのではなく、複数の業者に分散したと思われる。

**事務局**：もう一方の工事も本案件応札業者 2 者の入札があった。そのうち、1 者は本案件の落札者となったため、入札は無効となる。そのため、入札したもう 1 者が税抜き価格 8848 万円で落札をしている。

**事務局**：そのとおりである。

公告にて、一抜け方式であること、対象工事、開札順を示す。なお、開札順番は設計金額の大きい案件順となる。

**事務局**：発注者側でも無効となった入札額はわからない状態になっている。

**事務局**：一抜け案件での本案件が結果としてこのような形になることは、課題と捉えている。応札者側からすると、何者入札があるかわからない状況にある。入札数は 2 者とは限らないので、予定価格同額での入札で必ず落札できると確信をもっているわけではないと思われる。応札者が 3 者、4 者と複数いると想定して入札をしてくれば、多少は下がった入札額にはなる。

**事務局**：本案件の応札者 2 者は、管工事業においては、市内では大きな 2 者で、本案件規模の大きな工事であれば、この 2 者が入札することは、想定している。この 2 者以外にもこの規模の工事に対応できる複数の管工事業業者もあるが、今回は入札参加しなかったということになる。

**事務局**：過去の管工事案件で、この 2 者以外の業者が応札しているケースもある。

②土木維持管理業務案件に係る審議（指名競争入札）  
1件

01\_公園等樹木維持管理業務委託（その5）【一抜け方式】

**委員**：本案件は、落札率が低めでかつ同額入札によるくじが実施されているが、この状況について説明願いたい。

**委員**：剪定以外に伐採1本、運搬処分1本となっている。切り倒す樹木が1本あったということか。

**委員**：伐採の理由はなにか。

**委員**：伐採については、発注者が発注段階で伐採する意向を業者に伝えるのか。それとも、発注後に受注者から、伐採の必要性を伝えられて、伐採の判断をしていくのか。

**委員**：樹木維持管理、公園樹木の剪定伐採について、本数も多く、高額に感じる。今回は伐採も含むため、高額となったのか。

**委員**：伐採の場合は、木を伐り、運搬処分となるが、剪定となると個々の樹木の状況に合わせて行うため、技術を要し、費用も高額となるということか。

**事務局**：事務局による説明

**事務局**：今回の業種は、公園樹木の剪定というところになる。各入札業者が本案件と同様の過去の入札案件や設計金額等について研究し、発注者がどの程度の金額で積算をするかというところを把握できていると思われる。

市の制度として、設計に使用した単価や積算書は事後であれば、開示請求を行えば、情報公開できる。各業者が開示請求をし、それらを研究して、市の積算方法や単価を想定して積算をしている。

特に公園樹木の剪定は、毎回新しい樹木等の追加等ではなく、定期的を実施するものであるため、樹木の高さや幹の太さ等から、想定される金額を積算している。結果として、入札額が同額又は近い金額で入札をしていると把握をしている。

**担当課**：そのとおりである。

地面から大体 30～40 センチメートルのところを切り、運搬処分をした。

**担当課**：樹木が弱っている傾向が見られ、樹形も悪く、極端に斜めに生えており、倒木の危険性もあると判断し、伐採となった。

**担当課**：この樹木の伐採は発注者が事前に現場を確認し、判断をして決めたものである。

実施前に現場の立会いを業者と行う際に、伐採等の必要性が明らかであれば、発注内容の変更もあり得るが、本案件では変更はなく、実施された。

**担当課**：伐採は1本の単価は高い場合もあるが、伐採よりも1本の幹周りの大きさで、幹が大きければその分が枝葉もう大きく、多くなり、作業手間がかかる。今回の場合は伐採する1本の単価より、樹木の太さが大きいものの剪定単価の方が高額になっている。

**担当課**：そのとおりである。

**委員**：高所の剪定はどのようにしているのか。

**委員**：本案件は応札者 7 者中、2 者が一抜け方式で無効となっている。一抜け方式対象の樹木維持管理業務が他に 3 件あり、全 4 件の一抜け方式ということか。

**委員**：この一抜け方式案件の他の案件でも、くじで落札者を決定した案件はあるか。

**委員**：公園等樹木維持管理は、入札業者がかなり正確に積算し入札をしているということか。

### ③建設関連業務案件に係る審議（指名競争入札）

1 件

#### 01\_換地処分準備業務委託（西 5）

**委員**：換地処分とはどういうものであるか。また、今回の工事が事業計画の中でどういう位置づけになるのか。

**委員**：指名業者選定理由について、①担当課が本件を発注するにあたり見積を徴取した業者、②本市又は他自治体で本件同種業務の受注実績のある業者となっているが、①について説明してほしい。

**担当課**：高所作業車を使用する。

**事務局**：そのとおりである。

**事務局**：ある。

**事務局**：そのとおりである。

工事案件の場合は、工事内容は個々に異なるため、積算することが難しい。対して、樹木維持管理の場合、例年発注をしており、樹木のサイズというものも、大きく変わるものではないため、積算能力が高い業者は近い金額になると考えられる。

**事務局**：事務局による説明

**担当課**：区画整理事業という工事を行い、従前、整備されていない土地の区画を整理して、新しく道路、公園等の公共施設を作り、区画を整理していくという事業となる。既に工事が完了し、新しい区画になっているが、登記簿、公図と言われる土地の図面は全て古い従前の土地のままになっている。そのため、新しい区画に合わせて地番を振り直す。換地処分は、登記簿や図面の方も工事後の新しいものに書き換えると作業となる。

工事の位置づけとしては、現場工事も完了しており、区画整理の最終段階事業となる。

**事務局**：担当課が本件を発注するにあたり、それに合った設計額を組む。その設計額をもとに予定価格を算出したりして、落札の上限となる金額というものを設定する。全ての業務において、市の積算担当者が歩掛り等を使って、自力で専門的な知識をもって積算ができるかという点、なかなか難しい業務案件も多い。建築関連コンサルタント、設計業務、コンサル業務等の専門性が高い業務は、事業者がどれぐらい費用を要するかは独自のノウハウで算出している部分が多い。そのため、業務を発注する場合、どれぐらいの費用が必要になるのかというところを

<p><b>委員</b>：参考見積りを徴取する業者をどのように選んでいるのか。</p> <p><b>委員</b>：参考見積りを徴取する業者の選定について、過去の受注実績も選定する材料になるか。</p> <p><b>委員</b>：本案件では入札参加事業者のうち、参考見積りに協力した業者は1者なのか、複数者なのか。</p> <p><b>委員</b>：複数の参考見積りをはいずれも同じ金額になることはないと思うが、それらの見積りに基づいて設計金額なり予定金額を出すときには、どのようにしているのか。</p> <p><b>委員</b>：他の大規模工事等でも、参考見積りを徴取するのか。</p>	<p>参考とするために業者から見積りを徴取する。徴取に応じた事業者は、市に対して、一般的にはこれぐらいの費用が市場価格として要することを参考見積りとして、提出に応じてくれる。担当課はそれを参考に予算を立てたり、設計額を設定したりしている。</p> <p>このような場合、事業者としてはそれを算出するにあたって、市場価格を調査、その調査結果を含め、大体これぐらいが今の人件費等を提示している。この作業に事業者は人件費を使って、参考見積りを作成してくれているところである。この業者に対しては、市の設計額算出に協力をしてもらっているのに、入札では指名しないと、事業費の算出に協力を得られなくなることもあり、商慣習上の習わしとしても、指名することが一般的である。</p> <p>今回、指名業者を選定するに当たっては、指名入札適正推進委員会という委員会で審議をして、指名業者を選定している。事前に担当課から、どの業者からどのような内容の見積りを参考として取っているのか確認し、指名の選定を行う際の理由の一つと業者から参考見積りを取っているところを提示して、審議の材料とし、結果として今回の業者選定に至ったということである。</p> <p><b>事務局</b>：発注案件の業界において、発注する業務に精通している事業者を担当課で調べ、参考見積りを徴取している。</p> <p><b>事務局</b>：選ぶ材料になり得る。過去の当市での受注実績も大きく反映し、他市での同種業務の受注実績も参考見積りの聴取の相手方の選定に当たっては影響する。</p> <p><b>担当課</b>：参考見積りを聴取した業者は、3者となっている。</p> <p><b>担当課</b>：今回は3者の見積りの最も低い金額を参考に設計額を設定した。</p> <p><b>事務局</b>：工事案件は入札方式が制限付き一般競争入札であるので、審議案件の東大久保浄水場県水直送管整備工事や市立水谷中学校長寿命化建築工事、市</p>
---	--

<p>委員：換地処分は、区画整理が進むと、よく行われるものなのか。</p> <p>委員：工事名としては換地処分の準備業務となっているが、換地処分自体を実際に行うのは、市になるのか。</p> <p>④建設工事案件に係る審議（随意契約） 1件 01_防災行政無線（同報系）サーバ更新工事</p> <p>委員：サーバ更新ということは、過去に防災行政無線のサーバ自体を購入していて、何年かたったから更新したという理解でよいか。</p> <p>委員：何年ごとにこの更新が行われるのか。</p> <p>委員：防災無線の同報系はどのようなものか。</p> <p>委員：前回のサーバ導入も随意契約であったのか。</p> <p>委員：サーバの機器メーカーに対応可能な業者が契約相手となる。本メーカーは大手企業であり、代理店業者は複数者あるのではないか。</p>	<p>立小学校屋内運動場空調設備設置工事の場合は、単価というものは細かく明示をされている刊行物等があり、市の積算部署ではその刊行物をもとに積算をしているケースが多い。 工事案件で参考見積りを徴取するケースは限られてはいると認識している。</p> <p>担当課：区画整理を進めていく中で、最後の事業における最終段階として、換地処分は必ず行われる。</p> <p>担当課：今回の区画整理事業は市の施工のため、市が行うことになる。換地処分自体は令和6年に予定しており、その準備業務ということで依頼をしている。そのため、本案件の委託名を換地処分準備業務委託という名称をしている。</p> <p>担当課：担当課による説明 担当課：そのとおりである。</p> <p>担当課：前回のサーバ導入は平成28年度であるため、8年程経過しての更新となる。</p> <p>担当課：防災無線を一斉に放送する放送機器。夕焼け放送や子どもの見守り放送等を流す機器となる。</p> <p>担当課：平成28年度のサーバ導入時は、入札で実施をした。デジタル化する更新工事であったため、現在の機器メーカーでなくても対応可能であったため、入札となっている。 今回の更新工事は、設置済みのサーバの機器メーカーに対応可能な代理店業者しか、更新工事に応ずることができないとのことで、本案件が1者の随意契約となっている。</p> <p>担当課：メーカー等にも確認したところ、サーバの機器メーカーが業者に販売店証明書を交付するシステムがあり、同書を得ている埼玉県内の代理店業者は本契約先1者であることを確認している。 また、埼玉県外で販売店証明書をj得ている業者はあ</p>
---	--

<p><b>委員</b>：随意契約の場合は、契約先業者から見積りを徴取して進めるのが一般的な流れか。</p> <p><b>委員</b>：対応可能な代理店業者が埼玉県内で1者しかないで、その1者との随意契約となったとのことであるが、もし対応可能な県内業者が複数あったら、複数者から相見積りをするのか。</p> <p><b>委員</b>：その場合は指名競争入札になるのか。</p> <p><b>委員</b>：本案件は契約の工期延長の申し出があったとのことであるが、理由はなにか。</p> <p><b>委員</b>：工期が延びると契約額は変わるのか。</p> <p><b>委員</b>：今回の更新工事後、8年経ったら、同様に更新工事を要する可能性があるとのことか。</p> <p>(3) 委員による協議</p> <p>(4) 審議結果講評</p> <p><b>委員長</b> 審議案件について妥当ということで審議を終了することとする。 (意見具申については、委員会意見の項目に記載)</p> <p><b>委員各位</b>：承認</p> <p>(5) その他</p>	<p>るが、防災行政無線の特殊上、故障に即対応できる県内の業者が望ましいということで決定している。</p> <p><b>担当課</b>：そのとおりである。</p> <p><b>担当課</b>：そのとおりである。</p> <p><b>担当課</b>：本案件を進めていく中で、対応可能な県内代理店業者が複数者あるということでわかれば、競争力が働く入札を選択すると思われる。</p> <p><b>担当課</b>：サーバ内の電子部品調達に時間を要するためであると報告を受けている。</p> <p><b>担当課</b>：契約額については、変更なしと契約業者に確認している。</p> <p><b>担当課</b>：そのとおりである。</p>
---	---

<p>委員会意見</p>	<p>◆ (1) 報告事項 ①令和5年度入札制度改正について 令和5年8月末での新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う市内業者への支援方針の終了及び公共工事前金払取扱要綱、中間前金払取扱要綱の改正による令和6年4月以降の前金払い及び中間前金払いの際の上限額の撤廃がなされた。改正後、市内業者を含めた入札状況に注視し、影響が生じていないか確認していくことを求</p>
--------------	--

	<p>む。</p> <p>◆ (2) 審議案件の①建設工事案件に係る審議（一般競争入札）03_市立小学校屋内運動場空調設備設置工事 その1（ゼロ債務）【一抜け方式】</p> <p>対象工事が2件となる一抜け案件で、応札者が同じ2者となる場合、先に開札する案件の落札者が応札したもう一方の案件での入札が無効となり、残るもう1者の入札額が予定価格と最低制限価格の範囲内の条件等にかなっていれば、そのまま落札者となる点について、今後の課題として、検討を要する。</p>
--	---